

埼玉県新事業創出型事業施設入居者支援補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が埼玉県内に設置する新事業創出型事業施設に入居する者に対し、当該施設の利用に係る経費について補助することにより埼玉県における新たな事業の創出及び産業の振興を図るため、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における新事業創出型事業施設は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）附則第4条における改正前中小企業等経営強化法第72条第1項第1号に規定する事業場として、中小機構が和光市の国立研究開発法人理化学研究所敷地内に設置する和光理研インキュベーションプラザをいう。

(対象者)

- 第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件に該当する者とする。
- (1) 新事業創出型事業施設に入居する者のうち、埼玉県内に住所を有する個人又は埼玉県内に登記簿上の本店を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし、中小企業者の基準を超える企業が2分の1以上の株式を保有又は出資している中小企業を除く。
 - (2) 新事業創出型事業施設に初めて入居したときからの入居期間が3年以内の者。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象となる経費は、補助対象者が新事業創出型事業施設に入居するための賃料とする。ただし、賃料とは、賃貸契約上の賃料の月額であり、消費税及び入居者が別途負担する敷金、光熱水費等は除くものとする。

(補助金の額)

- 第6条 前条の経費に対する補助金の額は、当該経費の額の3分の1以内（千円未満の端数は切り捨てる。）において知事の定める額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 新事業創出型事業施設に入居して行う事業の計画書
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 個人にあっては住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）、法人にあっては商業・法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号に該当することになった場合は、補助金の変更承認申請書（様式第3号）及び関係書類を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者の住所（個人の場合）又は登記事項（商号、本店（所在地）、資本金、役員に関する事項のうち代表取締役の変更に係る事項に限る）に変更があった場合
- (2) 補助事業者が個人から法人化した場合
- (3) 賃料の変更があった場合

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定変更通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(中止の承認)

第10条 補助事業者が次の各号に該当することになった場合は、補助金の中止承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 新事業創出型事業施設を退去した場合
- (2) 補助金が不要となった場合
- (3) 補助対象者の資格を喪失した場合

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の中止承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9条第2項の規定による中止の承認を受けたときを含む。）又は会計年度末のいずれか早い方までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 賃料の支払を確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は、精算払によるものとする。補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金の交付請求書（様式第9号）により補助金の交付を請求するものとする。

- 2 前項の場合において、補助事業者は、補助事業が完了する年度の次年度の4月10日までに補助金の交付を請求することができる。
- 3 知事は、補助金交付請求書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度から5年間保管しなければならない。

(事後報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了する年度の次年度以降、3年間、各年度末までに事後報告書（様式第10号）を、知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 本則第2条(1)の規定にかかわらず、当面の間、同項に規定する「インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田」には、学校法人早稲田大学が本庄市内に設置する新事業創出型事業施設を含むものとする。

ただし、本則第3条第1項(1)に規定する「新事業創出型事業施設に入居する者」のうち、「インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田」に入居する者については、平成29年度埼玉県新事業創出型事業施設入居者支援補助金の交付を受けた者に限る。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月13日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：
